

平成 26 年 7 月 8 日

都留市長
堀内 富久 様

都留市市民活動推進委員会
委員長 渡辺 譲

まちづくり交流センターにおける市民活動推進事業について（答申）

平成 25 年 9 月 30 日付け都政発第 30 号で諮問を受けたこのことについて、都留市市民活動推進条例第 10 条第 3 項に基づき、本委員会は、下記のとおり答申する。

記

本委員会が平成 25 年 2 月にまとめた「都留市まちづくり市民活動支援センターの今後について」の答申を踏まえ、平成 25 年 4 月に新町別館からまちづくり交流センターに移転した都留市まちづくり市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）は、同所に分室を置く都留市社会福祉協議会及び都留文科大学地域交流研究センターと連携することで、市民活動を行うもの、事業者及び市の相互の連携並びに交流が以前より促進されている。

また、支援センターは、まちづくり交流センターに置かれる各機関と共同し、市民が講師となってミニ講座を行う「暮らしに役立つみんなの広場」を新たに開くなど、参画型、実践型の人づくりに取り組み、市民活動の支援に努めている。

これらの成果や取組は、三者連携によるものであり、高く評価するとともに、今後も連携強化とまちづくり支援に努め、支援センターが自治基本条例の理念に基づく協働のまちづくりの推進拠点となることを期待し、次の項目について提言する。

なお、各項目における具体的な提言内容については、別冊のとおりとする。

1. 市民活動を推進するための啓発活動

「市民活動を推進するための啓発活動」については、これまでもインターネットや広報つる、お知らせメール、掲示板等により、市民の活動や支援センターの事業について周知・啓発しているが、まちづくりに興味を持ち、参加する市民を増やすためにも、各教育施設や商業施設など、市民の目に触れる場所に、掲示板などを設置するなど、さらなる工夫が必要である。

2. 市民活動に関する情報の収集、提供及び相談

本委員会の平成 25 年 2 月の答申においても、移転する支援センターは「市民が職員と気軽に話すことができ、立ち寄れる場」であるべきと述べている。

「市民活動に関する情報の収集、提供及び相談」事業を推進するためには、市民誰もが気軽に立ち寄り、まちづくりに関わる相談ができるような相談スペースの確保や、支援センターの名称（愛称）の検討など、「市民にとって親しみやすい空間」とするよう努めるべきである。

3. 多くの市民が支援センターに関わる体制づくり

支援センターには、これまでもまちづくりに関する相談者や市民活動の支援を求める方、支援センターの事業に参加する方など、様々な市民が関わっているが、市民活動推進事業を継続・発展させるためには、さらに多くの市民が関わりやすい体制を整備する必要がある。

学生をはじめとした市民からの「支援センター運営サポーター（仮称）」の公募、市内外の市民活動団体との交流の機会、まちづくりに関わる市民を対象とした研修の開催なども積極的に実施していくことが有効である。

4. 地域協働のまちづくり推進会との関連

支援センターが主たる支援対象としている各地域協働のまちづくり推進会は、すべての地域で発足してからおおよそ 10 年が経過しようとしているが、支援センターは発足時より、「10 年を一つのスパン」としてまちづくりを進めてきた。

この機会に、支援センターがリーダーシップを執り、7 つの「地域協働のまちづくり推進会」における、それぞれの地域での役割などについても改めて見つめなおす中で、運営費や事業内容を含めた運営の方法など、今までの活動に対する評価を兼ねて、各推進会が目指す方向性、目的等の再確認をすることや、新たな展開方策についての検討を行うことが必要である。